

般の縦覧に供する。

平成 15 年 7 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地字滝下 637 番 1 地先から 同 所 同 字 638 番 4 地先まで	21.0	美化側溝

2 供用開始する期日 平成 15 年 7 月 2 日

熊本県告示第 704 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 15 年 7 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字今田字野口 1032、1046
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 2 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字今田字白石 1024、1025、字野口 1031、1032、1034、1035、1041、1045、1046、1051、1052 の 6、1053 の 9、字奥中 1118 の 4、字上屋敷 1327 の 1、1329 の 1、1330、1337 の 1、1346 の 5、1346 の 6、1355 の 3、1355 の 4、1356 の 2、1356 の 3、1357、1361、1365 の 4、1365 の 5
 - (2) 指定の目的 公衆の保健
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 705 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 15 年 7 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県牛深市牛深町字元下須 3512
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに牛深市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 706 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。